令和5年(た)第1号



# 意 見 書

令和6年1月17日

傷害、準強姦

請求人 廣 野 秀 樹

金沢地方裁判所 殿

金沢地方検察庁 検察官 検事 脇坂涼飛

請求人に係る頭書事件の確定判決に対する再審請求につき、検察官の意見は下記のとおりである。

記

#### 第1 結論

本請求は、速やかに棄却されるべきである。

### 第2 理由

### 1 事案の概要等

本件は、被告人(請求人)が、好意を抱いていた 勤務先会社の事務員である 安藤文(以下「被害者」という。)に交際を拒否されたことなどに立腹し、同 人に対し、その顔面を複数回殴打するなどして全治期間不明の頭蓋骨骨折等の 傷害を負わせ、さらに、同人が同傷害により意識も うろう状態となり、抗拒不 能であるのに乗じて、同人を姦淫したという傷害及び準強姦事件である。

被告人は、第一審において公訴事実を認め、懲役4年の判決が言い渡された。 その後、被告人は、控訴し、①犯行当時、被害者は抗拒不能状態になく、② 少なくとも被告人にその認識はなかったし、③姦淫は暗黙の合意があった旨主 張して準強姦罪の成立を争うとともに、④責任能力 を争ったものの、名古屋高 裁金沢支部は、被害者の受傷の内容・程度等に裏付けられており信用できる捜 査段階の供述及び第一審における公判供述などから、準強姦罪の成立を認め、 また、犯行前後の被告人の行動等は了解可能であること、本件各犯行当時、被 告人に意識障害は認められないこと、精神鑑定人の証言及び同人作成の鑑定書 を踏まえれば、本件各犯行は、明らかに精神病者とは異なる被告人の性格特徴 を背景としてなされたものに過ぎないことなどから、完全責任能力を認め、控 訴棄却の判決を言い渡した。

これに対し、被告人は、上告したが、最高裁判所においても、上告棄却が決定された。

## 2 請求人の主張の要旨及び再審事由該当性がないこと

請求人は、再審請求理由補充書(金沢地方裁判所刑事部において令和5年7月25日に受け付けられたもの)に記載されているとおり、確定判決に関与した小島裕史裁判官(控訴審裁判所の裁判長裁判官。以下「小島裁判官」という。)が、殺人未遂事件に関与したのであるから、刑事訴訟法(以下「法」という。)435条7号により、本請求は認められるべきである旨主張する。

しかしながら、請求人提出書面を見るに、小島裁判官が前記殺人未遂事件に 関与したことをうかがわせる証拠は皆無であることから、法435条7号に該 当しないことは明らかである(なお、請求人は、令和5年7月7日付け「告発 状」と題する書面を金沢地方検察庁に提出し、殺人未遂の事実で小島裁判官ら を告発しようとしたものの、犯罪事実の内容が判然としないことから、同告発 は受理されず、同「告発状」と題する書面は返戻された。)。

また、その他の再審事由に該当する事由はない。

#### 3 結論

以上からすれば、本請求は、理由のないことが明らかであり、速やかに棄却 されるべきである。

以上